

第 号		相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書									
年 月 日											
神栖市長 様											
<p>被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p>また、神栖市税条例第 74 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する「現所有者」を下記のとおり申告します。</p>											
相続人代表者兼 現所有者代表者 (届出人) <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	フリガナ									氏名コード	
	氏 名	Ⓜ								被相続人との続柄	
	生年月日	年 月 日								相続分	/
	個人番号 又は法人番号										
	住(居)所	〒									
電話番号	- -										
被相続人 (資産の所有者)	氏 名							死 亡 年月日	年 月 日		
	死亡時の 住(居)所									氏名コード	
相続人・ 現所有者 (代表者以外)	フリガナ 氏名(名称)及び生年月日	被相続人 との続柄	相続分	住(居)所及び電話番号							
	(年 月 日)		/	- -							
	(年 月 日)		/	- -							
	(年 月 日)		/	- -							
(年 月 日)		/	- -								
摘要											

- ※ 所有者が死亡した場合、その固定資産(土地・家屋)は相続人全員の共有財産になるため、相続登記等が完了するまでの間、各相続人が連帯して納税義務を負うことになります。
- ※ 現所有者とは、所有者が死亡している場合にその土地や家屋を所有している者(通常は相続人)をいいます。現所有者は、自身が現所有者であること(相続の開始があったこと)を知った日の翌日から3月を経過した日までに、市へ現所有者申告書を提出する必要があります。
- ※ 相続人代表者兼現所有者代表者は、被相続人に係る固定資産税等に関する書類(納税通知書等)を受領し、納税する代表者であるため、この届出は、相続人(現所有者)全員の同意を得たうえで提出してください。
- ※ この届出が提出されないとき、市が相続人代表者を指定させていただく場合があります。
- ◎ なお、この届出によって土地や家屋の所有者が変更されることはありません。所有者変更には、法務局での相続登記(未登記物件の場合は市役所課税課で所有者変更手続き)を行う必要があります。